

障がい者虐待防止について



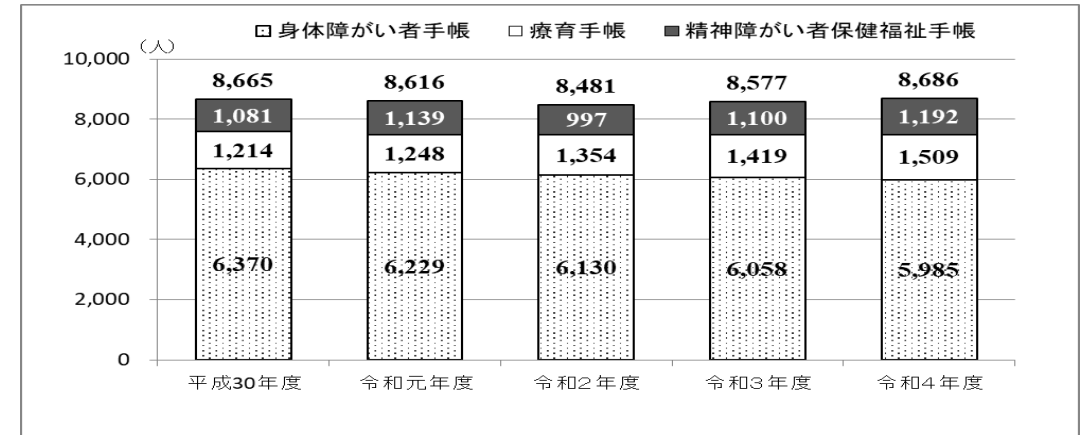
飯塚市 福祉部 社会・障がい者福祉課

飯塚市における障がい者の状況

(1)障がい者手帳所持者数

令和4年度末現在、障がい者手帳所持者は 8,686人（身体障がい者手帳所持者5,985人、療育手帳所持者1,509人、精神障がい者保健福祉手帳所持者1,192人）となっています。

【各障がい者手帳所持者数】

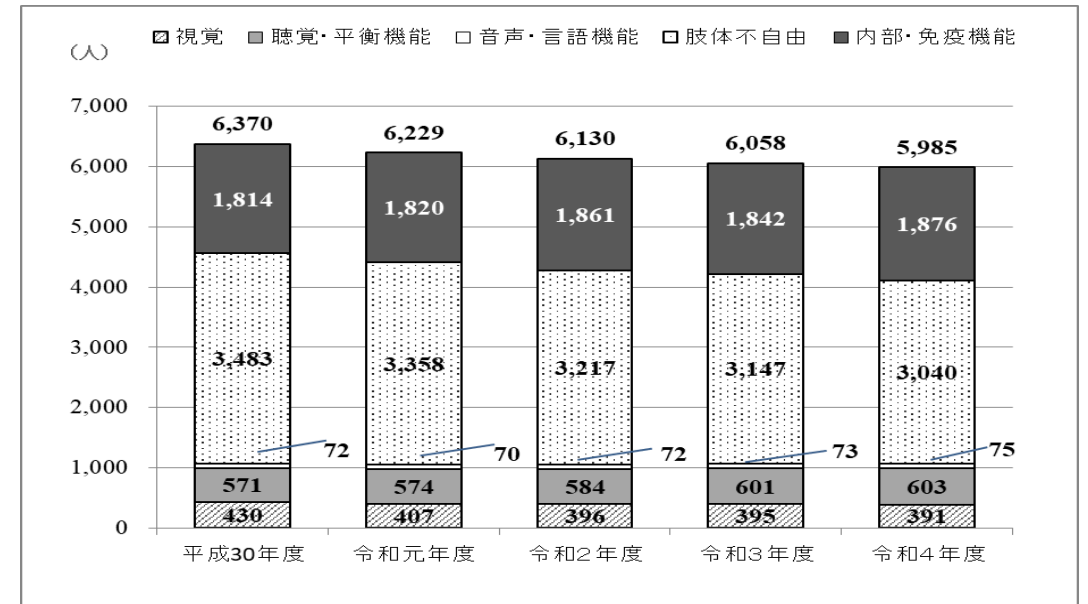


(各年度3月31日現在)

(2)身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末現在では5,985人となり、平成30年度から385人減少しています。令和4年度における障がい種別の内訳は、肢体不自由が3,040人の50.8%と最も多く、次いで内部障がい者が1,876人の31.3%となっています。

【身体障がい者手帳所持者数】



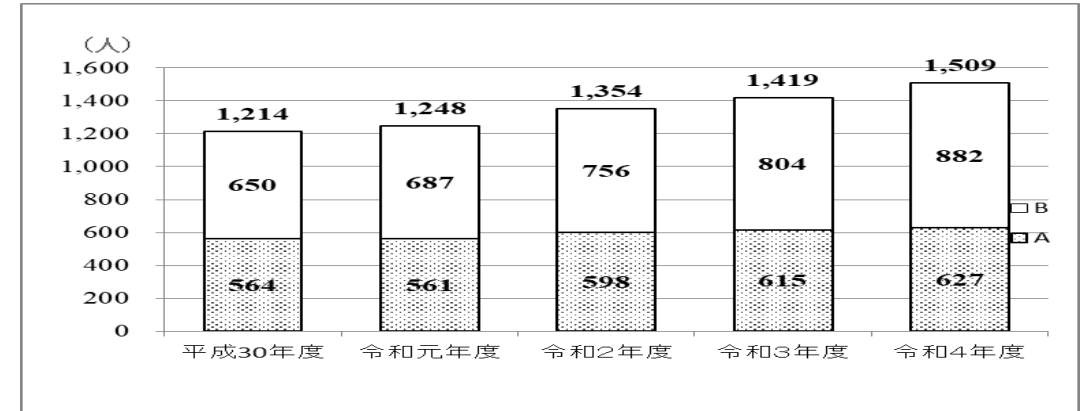
(各年度3月31日現在)

飯塚市における障がい者の状況

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では1,509人となり、平成30年度から295人増加しています。療育手帳所持者数を等級別にみると、A判定（重度）に比べB判定（中度・軽度）の占める割合が高くなっており、B判定（中度・軽度）の人が令和4年で882人と、手帳所持者の58.4%を占めています。

【療育手帳所持者数】

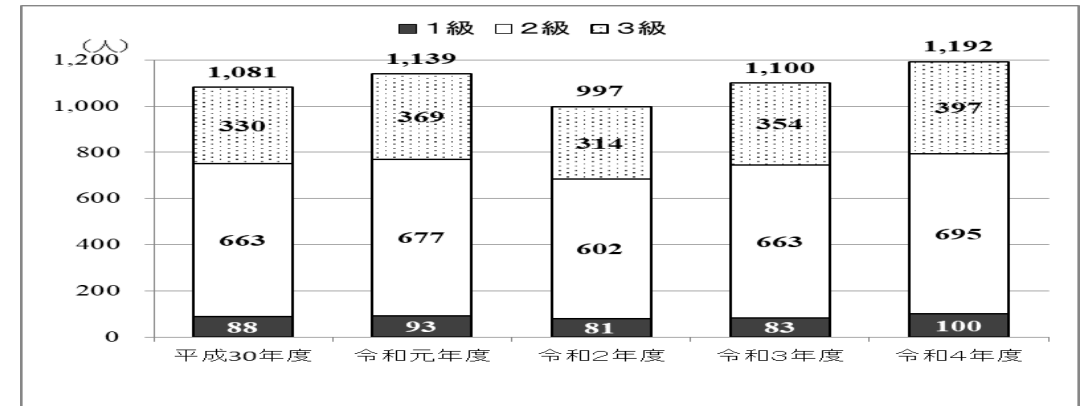


(各年度3月31日現在)

(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は令和2年度に減少はしましたが、全体的に増加傾向にあり、令和4年度末現在では1,192人となり、平成30年度から111人増加しています。令和4年度における障がい等級別にみると、2級が最も多く、令和4年度では、全体の58.3%を占めています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数】



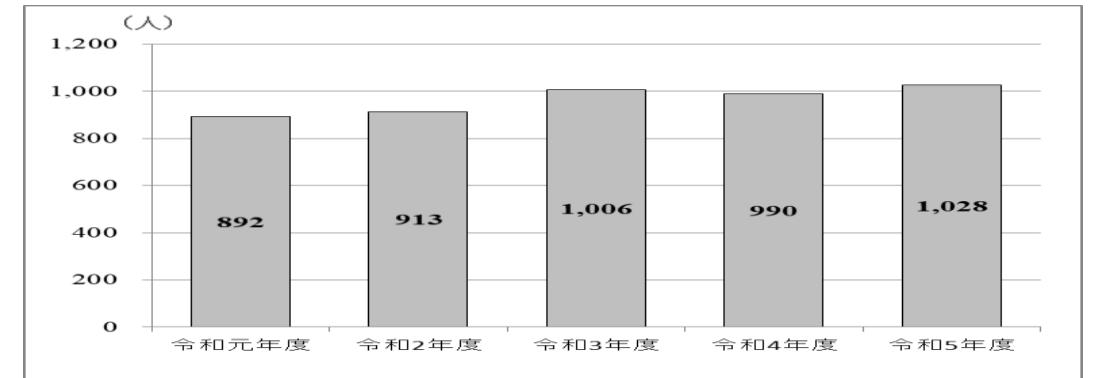
(各年度3月31日現在)

飯塚市における障がい者の状況

(5) 難病患者の状況

平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）の人も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれました。難病のうち、難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）の人については、令和5年度で1,028人となっています。

【指定難病医療受給者証所持者数】



(資料) 福岡県嘉穂・鞍手保健環境事務所 (各年度4月1日現在)

飯塚市における障がい者の状況

(6)障がい児の状況

①保育所の状況

市内の保育所に在籍している障がい児数は令和4年度末現在で106人となっています。

②幼稚園の状況

市内の幼稚園等に在籍している障がい児数は30人となっています。

【保育所における在籍状況】

		令和2年	令和3年	令和4年
児童数	1歳未満	924	931	940
	2歳	635	621	637
	3歳	621	668	655
	4歳	665	631	650
	5歳	661	692	652
	合計	3,506	3,543	3,534
障がい児数	1歳未満	0	1	2
	2歳	13	1	9
	3歳	14	19	24
	4歳	15	27	34
	5歳	18	27	37
	合計	60	75	106
加配保育士数	1歳未満	1	1	0
	2歳	6	3	3
	3歳	6	6	6
	4歳	5	7	7
	5歳	6	9	11
	合計	24	26	27

(資料) 保育課 (各年度3月31日現在)

【幼稚園における在籍状況】

		令和2年	令和3年	令和4年
児童数	3歳	386	346	299
	4歳	428	375	343
	5歳	427	422	397
	合計	1,241	1,143	1,039
障がい児数	3歳	8	4	1
	4歳	6	18	5
	5歳	7	9	24
	合計	21	31	30

(資料) 保育課 (各年度3月31日現在)

飯塚市における障がい者の状況

③就学等の状況

近隣の特別支援学校に在籍している児童・生徒数は令和4年度末現在で小学校68人、中学校38人となっており児童・生徒ともに増加をしています。

市内の小・中学校における各種特別支援学級に在籍している児童・生徒数の合計は、令和5年5月1日現在で小学校383人、中学校133人となっており、児童・生徒数ともに増加しています。

【特別支援学校における在籍状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	嘉穂特別支援学校	46	49	50	58	60
	直方特別支援学校	1	2	4	5	7
	北九州視覚特別支援学校	1	1	1	0	1
	福岡視覚特別支援学校	1	1	0	0	0
	合計	49	53	55	63	68
中学校	嘉穂特別支援学校	25	27	27	26	36
	直方特別支援学校	2	1	1	1	1
	北九州視覚特別支援学校	0	0	1	1	1
	福岡視覚特別支援学校	1	0	0	0	0
	合計	28	28	29	28	38

(資料) 学校教育課 (各年度 3月31日現在)

【特別支援学級における在籍状況】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
小学校	設置校数 (校)	18	18	18	18	17	
	学級数 (学級)	肢体不自由	4	4	4	4	3
		知的障がい	28	26	28	28	31
		自閉症・情緒障がい	19	22	25	28	33
		病弱	0	0	0	0	0
		弱視	1	1	1	1	0
		難聴	2	2	2	2	1
		合計	54	55	60	63	68
	児童数 (人)	肢体不自由	6	6	5	6	6
		知的障がい	129	140	160	163	185
		自閉症・情緒障がい	83	101	124	156	191
		病弱	0	0	0	0	0
		弱視	1	1	1	1	0
		難聴	2	2	2	2	1
		合計	221	250	292	328	383
中学校	設置校数	10	10	10	10	10	
	学級数 (学級)	肢体不自由	0	0	1	1	2
		知的障がい	11	12	11	12	14
		自閉症・情緒障がい	10	12	11	11	11
		弱視	0	0	0	0	1
		難聴	0	0	0	0	1
		合計	21	24	23	24	29
		生徒数 (人)	肢体不自由	0	0	1	3
	知的障がい		57	61	58	68	71
	自閉症・情緒障がい		28	46	40	47	56
	弱視		0	0	0	0	1
	難聴		0	0	0	0	1
	合計		85	107	99	118	133

(資料) 学校教育課 (各年度5月1日現在)

飯塚市における障がい者の状況

③就学等の状況

通級指導に係る児童・生徒数の合計は、令和5年5月1日現在で小学校33人、中学校16人となっており、児童・生徒数とも減少しています。放課後等児童クラブに在籍している障がい児の合計は、令和5年4月1日現在で48人となっており、児童数は減少しています。

【通級指導教室の状況】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	設置校数 (校)	2	2	2	2	3
	教室数 (教室)	3	3	0	0	0
	通級指導に係る児童数 (人)	42	45	48	43	33
中学校	設置校数 (校)	1	1	1	1	1
	教室数 (教室)	0	1	0	0	0
	通級指導に係る生徒数 (人)	7	18	18	17	16

(資料) 学校教育課 (各年度5月1日現在)

【放課後児童クラブの状況】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	1年生	630	607	606	610	583
	2年生	578	602	566	581	586
	3年生	455	469	466	484	497
	4年生	315	318	315	312	349
	5年生	159	191	168	166	201
	6年生	78	86	70	89	101
	合計	2,215	2,273	2,191	2,242	2,317
在籍障がい児数	1年生	6	3	16	12	5
	2年生	11	9	5	18	12
	3年生	10	6	10	11	17
	4年生	4	6	9	9	9
	5年生	3	4	8	3	5
	6年生	3	3	4	3	0
	合計	37	31	52	56	48

(資料) 学校教育課 (各年度4月1日現在)

飯塚市における障がい者の状況

④ 児童通所施設の利用状況

(ア) 児童発達支援事業

児童発達支援事業利用者は、令和4年度3月実績で251人となっており、年々増加しています。

【児童発達支援事業利用者の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	163人	188人	236人	251人
増減（対前年度）	16人	25人	48人	15人

（各年度3月提供実績）

(イ) 放課後等デイサービス事業

放課後等デイサービス事業利用者は、令和4年度3月実績で413人となっており、年々増加しています。

【放課後等デイサービス事業利用者の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	272人	297人	348人	413人
増減（対前年度）	31人	25人	51人	65人

（各年度3月提供実績）

障害者虐待防止法について

➤ 障害者虐待防止法の成立

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が平成24年の10月1日から施行されました。この法律は、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を防止するための施策の推進、虐待が起こった場合の障がい者の保護や自立支援のための措置、障がい者を養護している人に対する支援などについて定めた法律となっています。

➤ 障がい者虐待の定義

障害者の定義 障害者基本法第2条第1号

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義される。

障害者虐待種別の定義 障害者基本法第2条第2項

①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待に分類される。

障がい者虐待の分類① 虐待者について

①養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、家族、親族、同居人等が該当するが、同居していなくても、身近の世話をしている知人等が養護者に該当する場合があります。

②障害者福祉施設従事者による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

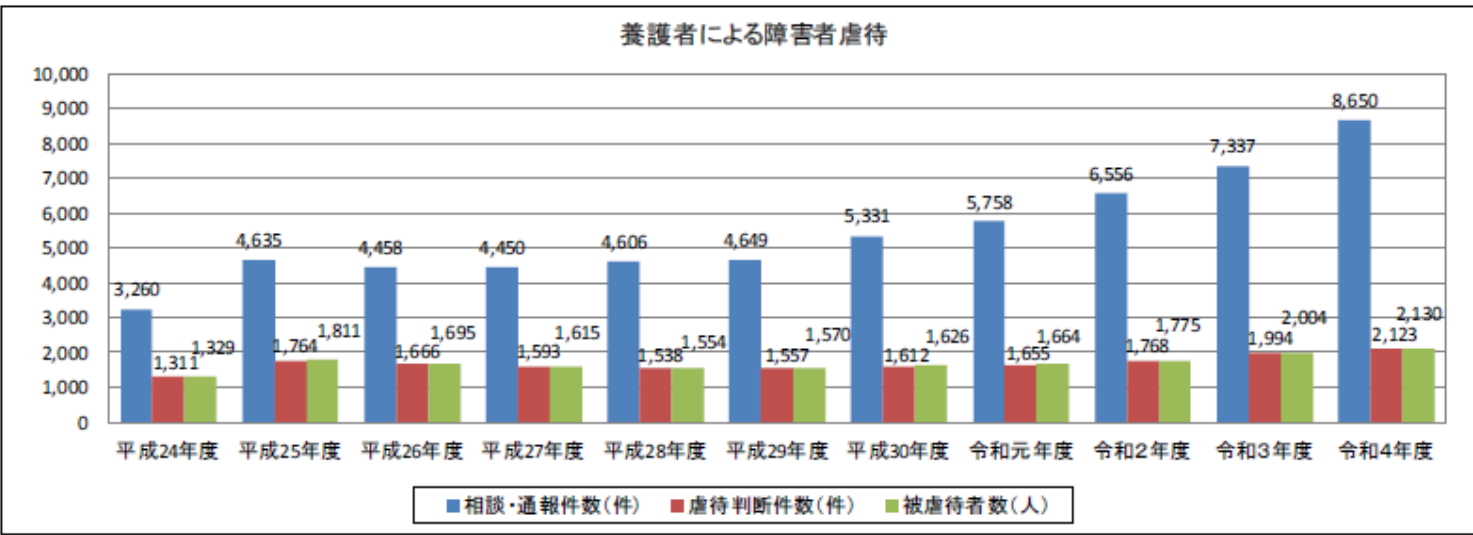
③使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。事業主には、国及び地方公共団体は含まれていません。

障がい者虐待の分類② 虐待の種類

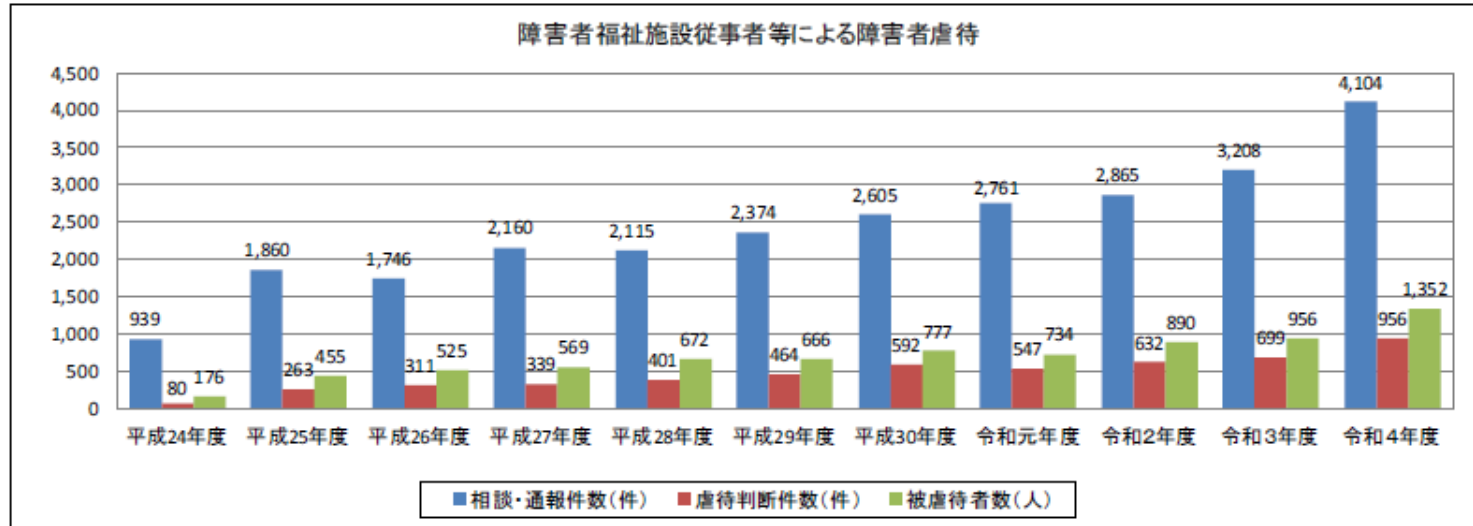
障害者虐待の種類	説明
①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある 暴行 を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は 長時間の放置、①から③ までにまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他 障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障がい者虐待の現状（全国 ①養護者・②施設従事者）



* 平成24年度は下半期のみのデータ

- 令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件。虐待判断件数においては、2,123件となっており、**増加傾向**にある。
- 令和4年度の被虐待者数は2,130人。

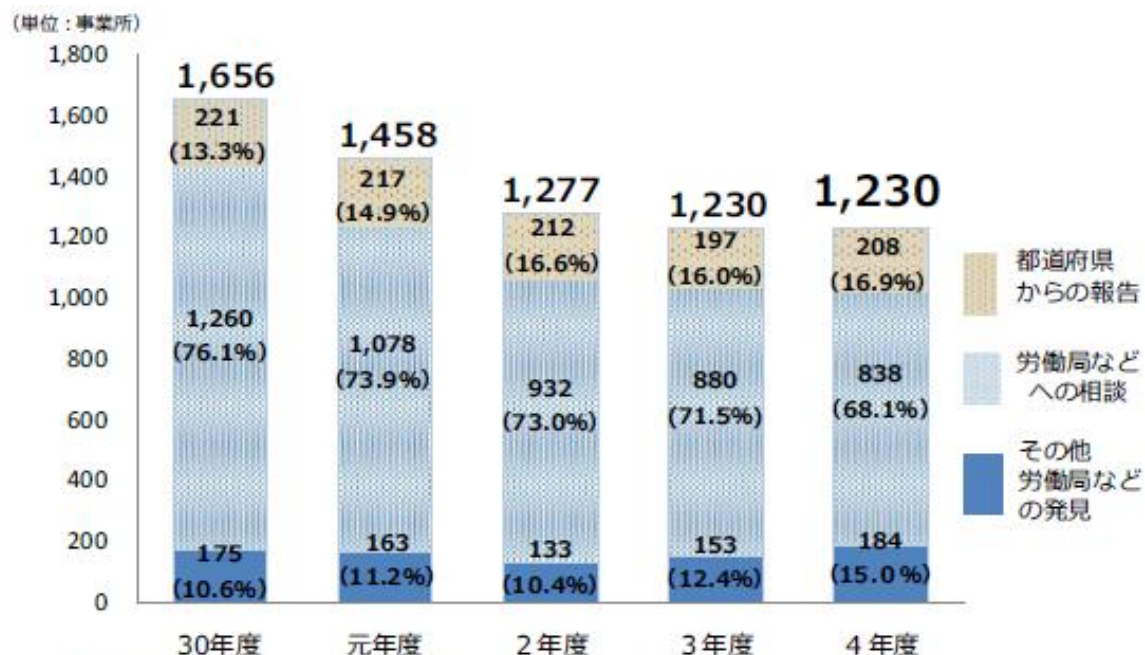


* 平成24年度は下半期のみのデータ

- 令和4年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件。虐待判断件数においては、956件となっており、**増加傾向**にある。
- 令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障がい者虐待の現状（全国 ③使用者）

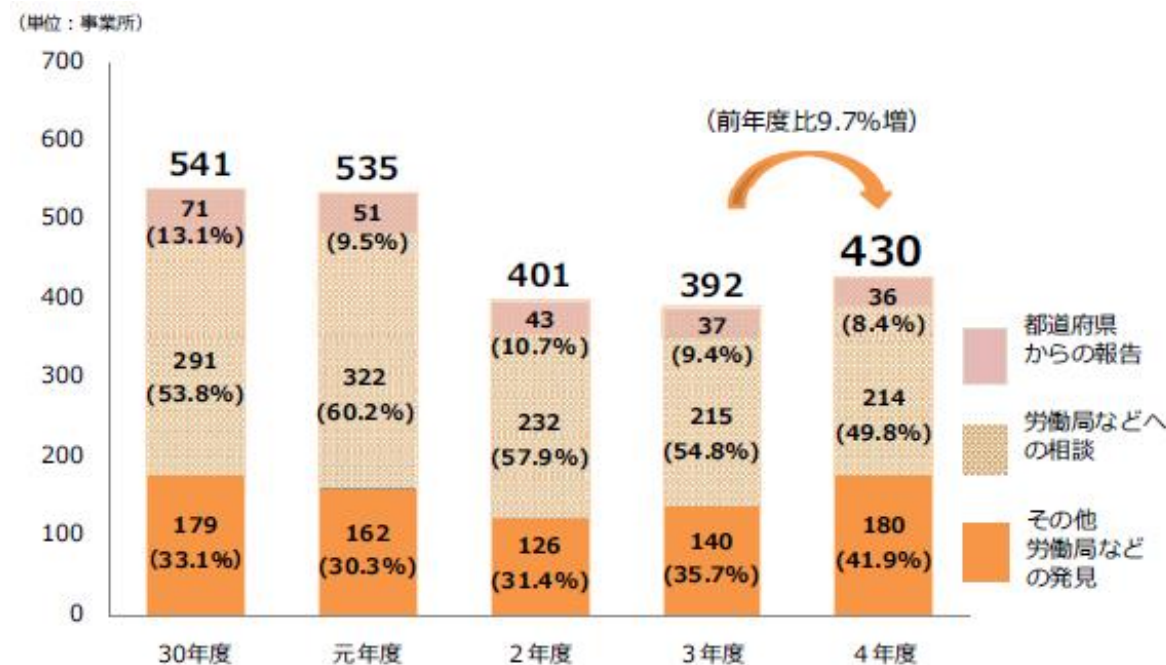
通報・届け出のあった事業所数（把握の端緒別）



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

通報・届け出のあった事業所数においては、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の事業所数は1,230件となっている。

虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

虐待が認められた事業所数においても、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の虐待認定は430事業所となっている。

障がい者虐待発生時の対応について（各主体の責務）

養護者による障害者虐待

- ① 市町村等による通報受付
- ② 対応方針の協議
- ③ 事実確認・訪問調査
- ④ 立ち入り調査（法第11条）
- ⑤ 虐待対応ケース会議
- ⑥ ケースごとの支援
 - 成年後見制度
 - 養護者への支援
 - 障がい者への支援
 - 障がい者の保護
- ⑦ モニタリング・評価
- ⑧ 終結（コアメンバーによる判断）

緊急性の判断

福祉施設従事者による障害者虐待

- ① 市町村等による通報受付
- ② コアメンバー会議（**緊急性の判断**）
- ③ 事実確認・訪問調査
- ④ 虐待対応ケース会議
- ↓ **虐待が認められた場合**
- ⑤ 権限の行使
 - ・虐待を受けた障がい者の保護
 - ・施設等からの報告徴収・立ち入り検査
- ↓
- ⑥ 都道府県への報告
- ⑦ 都道府県による権限の適切な行使
- ⑧ 終結

使用者による障害者虐待

- ① 市町村等による通報受付
- ② コアメンバー会議（**緊急性の判断**）
- ③ 事実確認・訪問調査
- ④ 虐待対応ケース会議
- ↓ **虐待が認められた場合**
- ⑤ 都道府県への報告
- ↓ **必要に応じ事実確認**
- ⑥ 都道府県労働局への報告
- ⑦ 都道府県労働局による権限の適切な行使
- ⑧ 終結

共通した対応：内容の見極めを実施し、虐待以外（苦情・ハラスメント等）での案件と判断した場合は、各担当窓口につなぐ

障がい者虐待防止センターの設置・取組

- 飯塚市では、障がいのある方などのご相談を受け付けている障がい者基幹相談支援センター内に、障がい者虐待に関する相談、通報等の窓口【障がい者虐待防止センター】を設置しています。（2市1町で設置）

障がい者虐待防止センターの機能

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（法第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（法第32条第2項第2号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（法第32条第2項第3号）

障がい者虐待に関する通報又は届出

- (1) 365日・24時間の受付体制を整備
電話 0948-43-9977
FAX 0948-43-9974
E-MAIL gyakutai@ezweb.ne.jp
- (2) 専門職員の配置
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士

障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談指導及び助言

通報・届出に対する安全確認や事実確認

障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の理解のための研修の実施

飯塚市における障がい者虐待の予防に関する取り組み ①

①障がい者の相談支援

障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員等が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基幹相談支援センター相談件数 (各年度3月31日現在)	1,411件	1,641件	1,924件

※相談件数は飯塚市・嘉麻市・桂川町の合計数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者相談員相談件数 (各年度3月31日現在)	553件	509件	385件

②適切な障がい福祉サービスの利用を促進する支援

関係機関と連携し、障がい者やその家族のニーズの把握を行い、適切な障がい福祉サービスの支給決定を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい福祉サービス等受給者証所持者の推移（各年度3月31日現在）	1,987人	2,172人	2,283人

飯塚市における障がい者虐待の予防に関する取り組み ②

①地域で自立した生活の場の確保

障がいのある人に対して、共同で生活を営む住所で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活の援助を行うグループホームの整備に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
飯塚市内のグループホーム数 (各年度4月1日現在)	18か所	20か所	21か所

②養護者に対するレスパイト

障がい者の短期入所など障がい福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、休息できる時間をつくれます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
短期入所利用件数 (各年度3月利用実績)	29人 (214日 延べ日数)	29人 (215日 延べ日数)	38人 (295日 延べ日数)

③障がい者への権利擁護

障がい福祉サービスの利用や財産の管理などを行うにあたり、判断能力が不十分な知的障がい者または精神障がい者に対して成年後見制度の利用に係る費用を助成することによって、障がい者の権利擁護を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用支援制度 (各年度実績)	2人	1人	1人

飯塚市における障がい者虐待の予防に関する取り組み ③

①障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

障がい者虐待防止センターと連携し、市内の事業所に対して「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施します。また、県が実施する障がい者虐待防止に係る研修に参加するよう要請します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施件数（各年度実績）	2回	2回	5回

②指定特定相談支援事業所に対する集団指導

市内の指定特定相談支援事業所の集団指導において障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待を見つけたときには市及び障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（各年度実績）	1回	1回	1回

③相談、通報等による対応

※令和3・4年度においては新型コロナウイルス感染症予防のため書面にて実施

飯塚市および虐待防止センターにて虐待に関する通報窓口を設置しております。通報があった際には、緊急性の有無を判断し、各ケースごとにコアメンバー会議を開催し、必要に応じて事実確認を実施し、ケースごとに対応（事業所への改善報告依頼、養護者との分離等）を行っております。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報件数（虐待疑い含む）	9件	18件	30件
虐待認定件数	0件	0件	2件